

広島県訓令第第六号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第第五号）の一部を次のように改正する。
第二条第十二号を削る。

第十条第一項第一号中「及び配達記録郵便」を削る。

第二十三条第一項第二号を削り、同項第三号中「（地域事務所を除く。）」を削り、同号を同項第二号とする。

別表第二環境県民局の項中

「県民文化課」を「文化芸術課」に改め、同表

健康福祉局の項中「介護保険課 県立病院課」を「介護保険課 介護」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。